

令和7年12月23日

確 認 書

中小企業庁事業環境部金融課長 橋本 泰輔

厚生労働省医政局医療経営支援課長 樋山 一郎

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 小野 博史

中小企業庁及び厚生労働省は、独立行政法人福祉医療機構の指定訪問看護事業を行う法人及び指定居宅介護支援の事業に係る施設等を設置・経営する法人に係る融資に関し、下記のとおり確認する。

記

1. 株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業本部）（以下「公庫」という。）は、医療、福祉業（注1）への対応については、「株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第2条第3号イに規定する会社及び個人であって、医療、福祉業を営む者」のうち、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）が融資対象外としている事業・施設を融資対象として取り扱っている。

（注1）医療、福祉業とは、統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項の規定に基づき総務大臣が定める日本標準産業分類の中分類に分類される医療業及び社会保険・社会福祉・介護事業のことをいう。

2. 指定訪問看護事業（注2）を行う法人に対する融資については、中小企業庁計画部金融課、厚生省健康政策局総務課及び厚生省老人保健福祉局老人保健課の間で取り交わした「確認書（平成4年12月15日付け）」を踏まえ、非営利法人を機構が、営利法人を公庫がそれぞれ融資対象とすることとしていたところであるが、物価高騰等の影響により、指定訪問看護事業を行う営利を目的とする法人に対しても資金繰り支援を行う必要があるため、機構が実施する物価高騰の影響を受けた施設等に対する長期運転資金の融資に限り、指定訪問看護事業を行う営利法人も機構の融資対象とし、公庫においても従前のとおり、指定訪問看護事業を行う営利法人を融資対象とする。

（注2）介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）及び同法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規

定する介護予防サービス事業（同条第3項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）をいう。

3. 指定居宅介護支援の事業に係る施設等（注3）を設置・経営する営利法人については、公庫が融資対象とすることとしていたところであるが、物価高騰等の影響により、当該法人に対しても資金繰り支援を行う必要があるため、機構が実施する物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金に限り、指定居宅介護支援の事業に係る施設等を設置・経営する法人を機構の融資対象とし、公庫においても従前のおり、指定居宅介護支援の事業に係る施設等を設置・経営する営利法人を融資対象とする。

（注3）介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援の事業に係る施設、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援の事業に係る施設又は同法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業に係る施設をいう。

4. 「確認書（平成4年12月15日付け）」記3のおり、引き続き、機構が融資対象とする指定訪問看護を行う非営利法人については、公庫は今後とも融資対象とはしない。
5. 機構が実施する物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金の取扱いが終了する場合は、厚生労働省は中小企業庁に対し、事前に連絡することとする。
6. 「確認書（平成4年12月15日付け）」は廃止する。

以 上